

## 審議会及び資料等の公開について (事務局案)

### 1 計画書の公開

- ・ 審議会の答申を受けて策定した総合振興計画は、関係者等に配布するほか、町のホームページで公開する。
- ・ 計画書には、審議会委員名簿、審議過程等も記載する。
- ・ 総合振興計画の概要を町の広報で紹介し、町民に周知する。

### 2 会議の公開

- ・ 会議は公開とする。
- ・ 開催日時・場所・傍聴可能人数を、町のホームページで公表し、傍聴希望者は、事務局にその旨申し込みいただくこととする。この際、傍聴者は発言できないこと、会長もしくは部会長の判断により退席いただくことがある旨、周知する。
- ・ 傍聴希望者が多数の場合は、事務局が抽選で傍聴者を決定する。

### 3 会議資料の公開

- ・ 会議で使用した資料は、町のホームページで公開する。
- ・ 公開すべきでない資料は、各会議において決定いただくこととする。

### 4 議事概要の公開

- ・ 会議の議事概要を作成し、町のホームページで公開する。
- ・ 議事概要の公開に際しては、公開前に事務局から各委員に送付し、修正や、発言者を匿名とすることを求めることができるようにする。